

## 令和8年度 いじめ防止基本方針（概要）

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

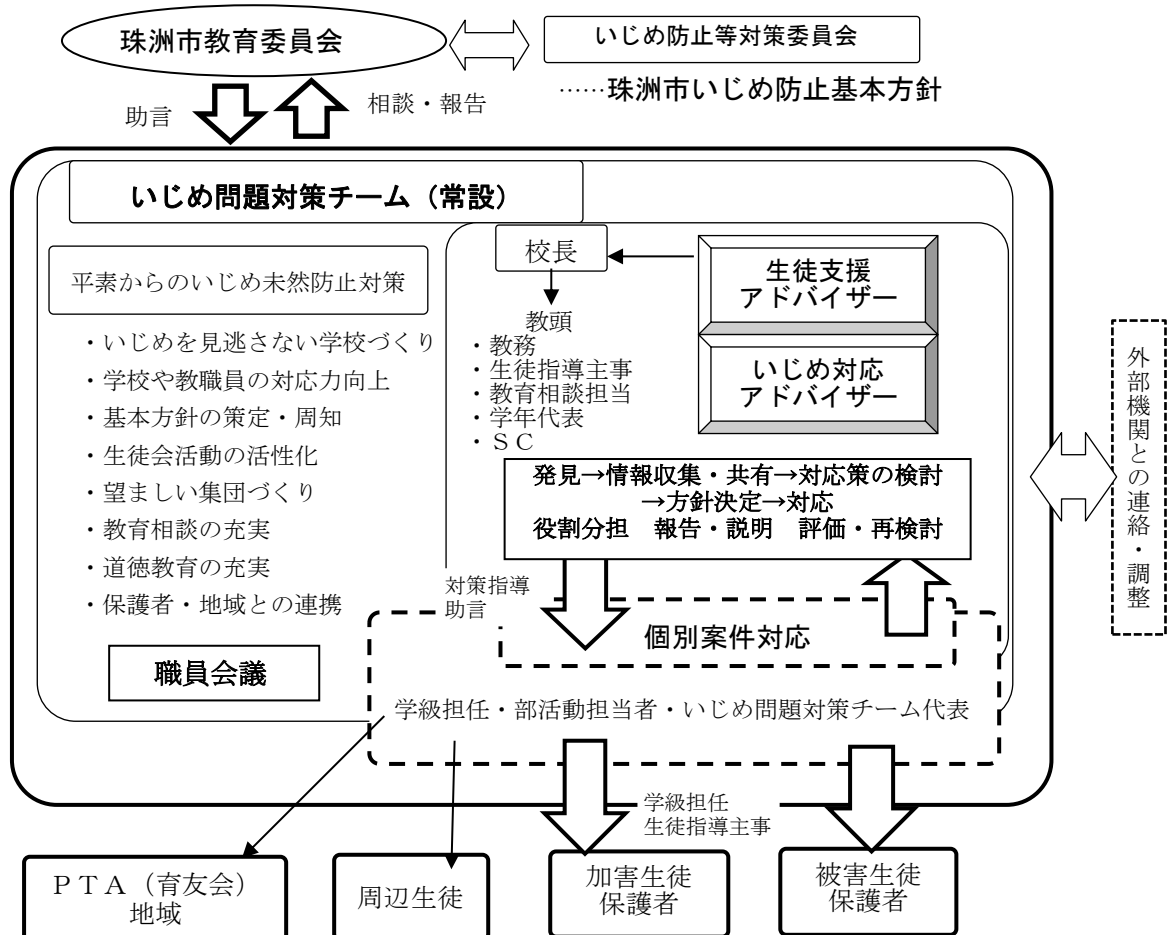
いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある重大かつ深刻な人権問題である。

「いじめは、どこでも、誰にでも起こりうる」という基本認識に立ち、本校生徒が好ましい人間関係を構築し、毎日楽しく安心した学校生活を送ることのできることを願い、「三崎中学校いじめ防止基本方針」を策定し、**4**に示す具体的な対策に重点をおいて取り組む。

### 3 いじめ問題対策チーム「三崎中学校いじめ防止対策チーム」の常設

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめ防止策を講じ、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。校長をトップに、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、学年代表他で組織し、状況に応じてスクールカウンセラー等を加え構成する。

#### ◆ いじめ問題に対する校内体制



#### 4 いじめの防止等に対する具体的な取組

##### ① 授業改善・集団づくりの取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、対話を通して話し合い、解決に向かう集団づくりを行う。

##### ② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

##### ③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、生徒自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる活動を工夫する。

##### ④ 生徒会の取組

生徒会が中心となり、生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を推進する。

##### ⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を生徒の発達段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ適切な指導を行うとともに、生徒会活動とも関連付けて、主体的に考えるよう指導する。

##### ⑥ アンケートや教育相談

毎月1回のアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。スクールカウンセラーとも連携する。

##### ⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回の事例検討会を開催するなど、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、教師の指導力向上に努める。

##### ⑧ 小中の連携

- ・小中連絡会において、目標・活動などの共通理解を図り、具体策を協議する。
- ・小学校を訪問することにより、授業の様子を観察し情報の共有や実態を把握する。そして、それを入学時の指導に生かすとともに、9年間を見通した指導を行っていく。

##### ⑨ 家庭や地域との連携

三崎中学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨を周知する。また、学校のホームページでも公開する。その他、コミュニティースクールの活動や家庭訪問や学校通信を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

#### 5 いじめの早期発見

生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有する。そして、情報に基づき速やかに対応する。いじめを認知しながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることのないよう、強く留意する。

- ・アンケート調査や教育相談の実施・教師と児童生徒の信頼関係の構築

・家庭や地域との連携・教職員間の情報共有

## 6 いじめに対する措置

「いじめ防止対策推進法」第23条第1項の規定に基づき、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学校いじめ問題対策チームに対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

また、各教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

・組織的な指導体制の確立・関係機関との連携

## 7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとると同時に、直接指導を行う。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

## 8 家庭や地域との連携

三崎中学校いじめ防止基本方針の策定後、生徒や保護者・地域に対して、その主旨を周知する。また、学校のホームページでも公開する。その他、家庭訪問や学校通信を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

## 9 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。その組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### 【重大事態の対応フロー図】

